

第1章 総則

1-1-12 承諾図書の不承諾に伴う結果

第1編第1編1-1-6に従い提出された請負者の承諾図書が監督職員により不承諾となった場合は、直ちに監督職員と協議したうえで必要事項を修正し、再提出するものとする。

1-1-13 承諾済の請負者の詳細図

契約書の規定を除き、承諾済の請負者の詳細図はいかなる理由があろうとも請負者自身の裁量にて変更してはならない。

1-1-14 請負者による発注者の図面の使用

発注者又は監督職員から請負者に提供された設計図書及びその他資料は、発注者の所有物とする。

請負者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならないものとする。

1-1-15 承諾図書の誤謬

1. 請負者は発注者又は監督職員からの図面、仕様書又はその他書面による資料の誤り以外、請負者が提出した承諾図書のいかなる誤謬若しくは脱漏に対して責任を負うものとする。
2. 請負者は、承諾図書及びその他資料の提供遅延、請負者の責任となる誤謬及び脱漏の結果に伴い招いた損害を補填するいかなる費用をも負担するものとする。
3. 監督職員が共通仕様書第1編第1章1-1-6により行う承諾図書の承諾は、請負者が行う責任設計を発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって請負者の責務（瑕疵担保責任等）が免責または軽減されるものではない。

1-1-16 発注者の誤謬

発注者は、発注者又は監督職員により提供された発注者の図面、その他の文書による資料及び工事変更の指示事項に対して責任を負うものとする。

また、発注者は発注者の図面、資料、指示事項に誤りがあり、工事変更が必要となる場合、契約書に基づき請負金額の変更を行うものとする。

1-1-17 数量の算出

1. 数量の算出は、監督職員の指示によるものとする。
2. 請負者は、設計図書又は監督職員が承諾した請負者の提出図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
この場合、測量及び数量の算出等は請負者の負担により行うものとする。
3. 設計数量とは、設計図書に基づき算出された数量をいう。
4. 出来形数量とは、現地の出来形測量の結果に基づき算出された数量をいう。

1-1-18 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、請負者に図面を貸与することができる。ただし、共通仕様書、施設機械工事等施工管理基準等公開されているものについては請負者が備えるものとする。
2. 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督職

員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-19 諸法令の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、請負者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりである。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 会計法 | (昭和22年 法律第 35号) |
| (2) 建設業法 | (昭和24年 法律第100号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和31年 法律第120号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和22年 法律第 49号) |
| (5) 職業安定法 | (昭和22年 法律第141号) |
| (6) 労働安全衛生法 | (昭和47年 法律第 57号) |
| (7) 作業環境測定法 | (昭和50年 法律第 28号) |
| (8) じん肺法 | (昭和35年 法律第 30号) |
| (9) 雇用保険法 | (昭和49年 法律第116号) |
| (10) 労働者災害補償保険法 | (昭和22年 法律第 50号) |
| (11) 健康保険法 | (大正11年 法律第 70号) |
| (12) 中小企業退職共済法 | (昭和34年 法律第160号) |
| (13) 日雇労働者健康保険法 | (昭和28年 法律第207号) |
| (14) 公害対策基本法 | (昭和42年 法律第132号) |
| (15) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年 法律第 33号) |
| (16) 出入国管理及び難民認定法 | (平成 3年 法律第 94号) |
| (17) 道路法 | (昭和27年 法律第180号) |
| (18) 道路交通法 | (昭和35年 法律第105号) |
| (19) 道路運送法 | (昭和26年 法律第183号) |
| (20) 道路運送車両法 | (昭和26年 法律第185号) |
| (21) 砂防法 | (明治30年 法律第 29号) |
| (22) 地すべり等防止法 | (昭和33年 法律第 30号) |
| (23) 河川法 | (昭和39年 法律第167号) |
| (24) 海岸法 | (昭和31年 法律第101号) |
| (25) 港湾法 | (昭和25年 法律第218号) |
| (26) 港則法 | (昭和23年 法律第174号) |
| (27) 漁港法 | (昭和25年 法律第137号) |
| (28) 海上衝突予防法 | (昭和52年 法律第 62号) |
| (29) 海上交通安全法 | (昭和47年 法律第115号) |
| (30) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 | (昭和45年 法律第136号) |
| (31) 航路標識法 | (昭和24年 法律第 99号) |
| (32) 自然公園法 | (昭和32年 法律第161号) |
| (33) 下水道法 | (昭和33年 法律第 79号) |
| (34) 航空法 | (昭和27年 法律第231号) |
| (35) 公有水面埋立法 | (大正10年 法律第 57号) |
| (36) 水産資源保護法 | (昭和26年 法律第313号) |
| (37) 軌道法 | (大正10年 法律第 76号) |

第1章 総則

- | | |
|--|-----------------|
| (38) 森林法 | (昭和26年 法律第249号) |
| (39) 環境基本法 | (平成5年 法律第91号) |
| (40) 火薬類取締法 | (昭和25年 法律第149号) |
| (41) 大気汚染防止法 | (昭和43年 法律第97号) |
| (42) 騒音規制法 | (昭和43年 法律第98号) |
| (43) 水質汚濁防止法 | (昭和45年 法律第138号) |
| (44) 湖沼水質保全特別措置法 | (昭和59年 法律第61号) |
| (45) 振動規制法 | (昭和51年 法律第64号) |
| (46) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和45年 法律第137号) |
| (47) 資源の有効な利用の促進に関する法律 | (平成12年 法律第113号) |
| (48) 文化財保護法 | (昭和25年 法律第214号) |
| (49) 砂利採取法 | (昭和43年 法律第74号) |
| (50) 電気事業法 | (昭和39年 法律第170号) |
| (51) 電波法 | (昭和25年 法律第131号) |
| (52) 消防法 | (昭和23年 法律第186号) |
| (53) 測量法 | (昭和24年 法律第188号) |
| (54) 建築基準法 | (昭和25年 法律第201号) |
| (55) 都市公園法 | (昭和31年 法律第79号) |
| (56) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) | (平成12年 法律第104号) |
| (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) | (平成12年 法律第100号) |
| (58) 電気工事士法 | (昭和35年 法律第139号) |
| (59) 有線電気通信法 | (昭和28年 法律第96号) |
| (60) 電気通信事業法 | (昭和59年 法律第86号) |
| (61) 自然環境保全法 | (昭和47年 法律第85号) |
| (62) 環境影響評価法 | (平成9年 法律第81号) |
| (63) 自然再生推進法 | (平成14年 法律第148号) |
| (64) 景観法 | (平成16年 法律第110号) |
| (65) 水防法 | (昭和24年 法律第193号) |
| (66) 国有財産法 | (昭和23年 法律第73号) |
| (67) 再生資源の利用の促進に関する法律 | (平成3年 法律第48号) |
| (68) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 | (平成17年 法律第18号) |
| (69) 公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律 | (昭和12年 法律第100号) |
| (70) 緊急失業対策法 | (昭和24年 法律第89号) |
| (71) 技術士法 | (昭和58年 法律第25号) |
| (72) 漁業法 | (昭和24年 法律第267号) |
| (73) 計量法 | (平成4年 法律第51号) |
| (74) 厚生年金保険法 | (昭和29年 法律第115号) |
| (75) 最低賃金法 | (昭和34年 法律第137号) |
| (76) 所得税法 | (昭和40年 法律第33号) |
| (77) 著作権法 | (昭和45年 法律第48号) |

- (78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年 法律第131号)
- (79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年 法律第 84号)
- (80) 農薬取締法 (昭和23年 法律第 82号)
- (81) 毒物および劇物取締法 (昭和25年 法律第303号)
- (82) 土壌汚染対策法 (平成14年 法律第 53号)
- (83) 地方公共団体の関係諸条例
- (84) 特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律 (平成17年 法律第 51号)

2. 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 請負者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが本条1の諸法令に照らして不適當であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

1-1-20 官公庁等への手続等

1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 請負者は、工事施工に当たり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

ただし、これにより難しい場合は監督職員の指示を受けなければならない。

3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

4. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

5. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

6. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。

また、交渉に先立ち、監督職員に事前報告のうえこれらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

7. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくと共に、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-21 工事中の安全確保

1. 請負者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。

2. 請負者は、工事施工中、監督職員及び関係機関の許可なく、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3. 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4. 請負者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用する

第1章 総 則

ことができる。

5. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、気象情報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
8. 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
9. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
10. 請負者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全、訓練等を実施しなければならない。

なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 各機関が定める安全対策等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
11. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
 12. 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による安全協議会を組織するものとする。
 13. 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。
 14. 請負者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、労働安全衛生規則（労働省令第32号）、クレーン等安全規則（労働省令第34号）、あるいは電気設備技術基準（通産省令第61号）等に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
 15. 請負者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。
特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

16. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。
17. 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。
18. 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
19. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとると共に、その補修については、関係機関及び発注者と協議のうえ行うものとする。
20. 請負者は、公衆の見易いところに工事名、工期、事業主体名、工事請負者名、連絡先、電話番号及び現場責任者名を記入した工事標識を設置しなければならない。

1-1-22 爆発及び火災の防止

1. 請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
2. 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。
3. 請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
ただし、軽微なものを野焼する場合は、関係官公署と打合せを行い、監督職員の承諾を得て処理するものとする。
4. 請負者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
5. 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

1-1-23 後片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事に係わる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-24 環境対策

1. 請負者は、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）等、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。
第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は第1編第1章1-1-19第5項及び第7項の規定に従い対応しなければならない。

第1章 総則

3. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。

この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。

4. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第6条で定めた「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。
5. 請負者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいは、これと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

1-1-25 文化財の保護

1. 請負者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係わる工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

1-1-26 交通安全管理

1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に損害をおよぼした場合は、契約書によって処置するものとする。

2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画をたて、